

ウクライナの新型コロナウイルス対策(検疫措置)

ウクライナでは、2021年2月28日まで検疫措置が講じられています。主な禁止行為は以下のとおりです。

- マスクを装着せずに公共交通機関及び公共施設に滞在すること。
- 身分証を携行しないで外出すること。
- 観察・隔離場所から独断で立ち去ること。
- ウクライナ滞在中に新型コロナウイルス感染症の治療費及び隔離措置費をカバーする有効な保険に加入せず、また、その保険加入証明書を携行せずに入国すること。
- 20人以上のイベント(文化、娯楽、スポーツ等)の開催。
- 5平方メートル当たり1人を超える室内の宗教行事と、参加者の感覚が1.5メートル確保できない屋外の宗教行事。
- 教育施設における1クラス以上が参加する劇、コンサートなどの開催。
- 教育施設(幼稚園を除く)での20名以上のグループ教育と、生徒・教員の50%を超える人数が自主隔離対象者となっているにもかかわらず教育を継続すること。
- 座席占有率50%を超える映画館、劇場等の営業。
- 10平方メートル当たり1人を超える博物館、展示等の開催。
- 座席数を超える乗客を乗せた交通機関の運行(地下鉄は除く)。
- ナイトクラブと大衆娯楽イベントを行う飲食店の営業。
- 夜間(23時～7時)の飲食店の営業(テイクアウト、デリバリーを除く。会計は22時まで。ただし、1月1日は25時まで)。
- 娯楽施設や飲食店での各種イベントの開催。
- 飲食店で1つのテーブルを4人以上の成人で利用させ、テーブル間隔を2メートル離していない営業。
- 宿泊施設(ホテルを除く)の営業。
- 20平方メートル当たり1人を超える人数を収容するスポーツジムの営業。
- 老人ホームや障害者施設を関係者以外が訪問すること。

(了)